水道料金 平均137%一般家庭75%のアップ

現行料金では五十三年度末に約三億一千九百万円の赤字に

水道料金が四月から一三七%引上げられることになりました。

市の水道料金は昭和四十九年以来、九年間据置かれていたため。一立方メートル（一トン）の水の原価は五十五円九十銭しているにもかかわらず三十一円三十銭で供給してきていました。

水道会計は、物価の高騰などによる元利償還金の増大、物件費、人件費の上昇などのために四十二年度末に八百六十万円の赤字となっており、五十年度末にも約五千二百万円の赤字が予想されています。このためやむをえず値上げになったものです。アップ率は大幅になっていますが九年間据置かれていたため、他の市町村と比べても特に高額とはなっていません。

四十四パーセントの普及率

地方公営企業は、県や市町村などの地方自治体が一般行政事務のほかに、病院、電気、水道などの事業を経営し、一般行政とはまた異った分野で住民の福祉を増進することを目ざすものです。

公営企業の一番の特色は、その事業資金をすべて借入金でまかない、事業の経済活動によって借入金を返済しながら、直接、間接に住民の皆さまに役立とうとすることです。

元利償還金が水道財政を圧迫

南国市の水道は、昭和二十四年の南海大地震のあと、旧稲生村に地盤沈下対策事業の一環として水道施設が創設されたのがはじまりで、その後各地区でつぎつぎに建設が進み、現在では市の四十四%の家庭が市の水道を利用されております。

また、この間に水道施設の建設に使われた費用は約十一億円にのぼりこの費用の殆んどが、借入金でまかなわれています。

生活水準の向上や産業の発展などにともない、水の需要はますます増加していますので毎年二億円ちかい資金を投入して建設改良を行なっていますが、そのため借金はふえるとともに元利償還金が累積し、水道財政を大きく圧迫しております。

現在、皆さんからいただいております料金は、昭和四十二年にきめられたもので、以来九年間据置いてまいりましたが、この九年間社会状勢や経済状勢は大きく変りとりわけ国の高度成長政策や石油ショックなどによって諸物価も上昇し、私どものくらしはますます苦しくなってまいりました。

このような中で、水道料金の値あげをすることは、市民のくらしを守る市としてはまことに忍びずなんとか健全財政を維持するよう努力を続けてまいりましたが、さきほど申しあげましたように借入金の増加にともない元利償還金の増大や物件費、人件費の上昇などにより、経営収支の均衡がたもたれない状況となり、昭和四十九年度末に八百六十万円の単年度欠損金（赤字）を生じ、また、昭和五十年度末には約五千二百万円の欠損金を生ずるのは必死となりました。

もし、現行料金のままで今後すすむといたしますと、昭和五十三年度末には、約三億一千九百万円の累積欠損となることが予想されます。

ご承知のとおり、水道事業は清浄、豊富しかも低廉な水を常に供給することにあります。したがって、赤字になるからといってこの使命をおろそかにすることは許されません。

しかし、公営企業とはいえ、企業である以上経営収支の均衡がたもたれるような運営がなされなければなりません。それがまた、私達の義務でもあります。

以上の理由から、やむをえず本年四月から料金の値あげを実施することとなりました。

五十五円の水を三十一円で供給

原価計算をするにあたりましては、こんにちの社会、経済状態などから見て長期にわたる予測は困難ですから向う三年間の予測のうえにたって計算をしましたが、その計算によると、一立方メートル（一トン）の水の原価は六十九円十一銭となります。ちなみに、昭和四十九年度末の原価は五十五円九十七銭ですが、それを皆さんには三十一円三十三銭で供給しております。

用途別料金を口経別に変更

料金負担公平の原則に沿って、従来の用途別体系を廃止し口経別体系を採用しました。

用途別とは需要者を家庭用、営業用、団体用、工業用など用途によって区分し、それぞれに基本水量、基本料金をきめて徴収するものですが、用途別に区分する根拠に困ります。

そこで、水の使用量によって料金をきめようというのが、今回採用した口経別体系で個々の需用者に対する原価に見合った料金を設定しようとするものです。

また、使用量に対する公正な負担を保証するため、使用目的の如何を問わず少量使用者を保護するため段階別累進の五段階料率を設けました。

浴場用は、公衆浴場のもつ公益的なことを考え、臨時用については生活用水以外の用途であるとの考えで、それぞれ従来どおりに据置きました。

メーター使用料につきましても購入原価や修理料金の値あがりにともない次表のとおり改定しました。

現行料金

区分	種別	料金（1ケ月につき） 基本水量（立方メートル）	基本料金	超過（1立方メートルにつき）
専用栓	家庭用	8	200円	30円
	営業用	10	330	30
	団体用	20	500	30
	工業用	200	3,300	25
	浴場用	150	2,500	25
	プール用	1立方メートルにつき		15
	臨時用	〃		50
共同栓	家庭用	〃		25

改正料金

区分	種別	口経別 mm	料金（1ケ月につき） 基本水量（立方メートル）	基本料金（円）	水量料金（1立方メートルにつき） 1～10	11～30	31～60	61～100	101
専用栓	一般用	13	0	200	円30	円45	円65	円85	円105
		20	0	530					
		25	0	860					
		30	0	1,200					
		40	0	2,200					
		50	0	3,300					
		75	0	7,800					
		100	0	12,400					
	浴場用		口径別基本料金は一般用に同じ1立方メートルにつき 30円						
	特別用		〃 105円						

メーター使用料（1ケ月につき）

口径	13ミリメートル以下	30円
口径	20 〃	60
口径	25 〃	70
口径	30 〃	90
口径	40 〃	120

現行

改正

口径	金額
13	60円
20	120
25	130
30	190
40	250
50	790
75	1,200
100	2,200

新設分担金

水道施設の建設の費用は、水道料金に含まれており、現在水道を使用されている方は、今までに支払った料金で費用を負担して来ました。

したがって、これから新しく水道を使用される方についても、負担公平の原則から、既設の施設に要した費用の一部をご負担ねがおうとするものです。

この改定により平均百三十七円、家庭用（平均三・一人家族）口経十三ミリで約七十五円の値あげとなっております。月に十五立方メートルの水を使うとして旧料金では四百十円、新料金で七百二十五円となります。

水道事業の現状をご了解いただき、ご支援とご協力をおねがいいたします。

なお、実施は四月一日からですが、新設分担金は準備の都合上五月一日からとなります。

南国市水道局

給水装置新設分担金

取付口口径	金額
13	25,000円
20	67,000
25	110,000
30	158,000
40	285,000
50	428,000
75	985,000
100	市長が別に定める